

## 自殺対策基本法の概要

### 目的

自殺対策を総合的に推進して、**自殺の防止**を図り、あわせて**自殺者の親族等に対する支援**の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与

### 基本理念

個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、**背景に様々な社会的な要因**があることを踏まえ、**社会的な取組として実施**  
**自殺の実態に即して実施**  
**事前予防、危機への対応**及び**事後対応**の各段階に応じた効果的な施策として実施  
 関係する者の**相互の密接な連携**の下に実施

国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務

### 政府の責務

自殺対策の大綱の策定  
 国会への年次報告

### 基本的施策

調査研究の推進等	国民の理解の増進
人材の確保等	心の健康の保持に係る体制の整備
医療提供体制の整備	自殺発生回避のための体制の整備等
自殺未遂者に対する支援	自殺者の親族等に対する支援
民間団体の活動に対する支援	

### 内閣府に自殺総合対策会議を設置

- ・ 会長 内閣官房長官
- ・ 委員 国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定
- ・ 所掌事務 **大綱(案)の策定**、関係行政機関相互の調整、自殺に関する重要事項の審議、自殺対策の実施の推進